

計画期間（5年間）に重点的に行う主な事業

1 住民主体の支えあい活動を総合的に支援します

暮らしの総合相談など、地域住民が身近なところで相談できる窓口を設け、地域支えあい活動支援、小地域ネットワーク支援などを活用し、相談から援助まで行います。また、地域の特性・ニーズに応じた身近な相談援助者となる地域コーディネーターを養成し、住民主体の支えあい活動を推進します。

2 成年後見制度利用推進事業と地域福祉権利擁護事業の一体的推進

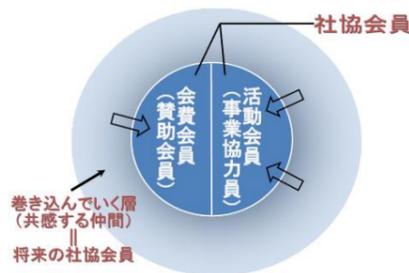
認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人の権利を守り、地域で安心して生活を継続できるよう、両事業を一体的に運用し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を、地域の関係機関と連携して行います。

3 自律に基づく組織の推進体制を強化します

基本理念の「だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティ」の実現に向けて、新宿社協の地域福祉支援基盤の強化を図ります。

① 会員制度

社協事業に賛同し参加する社協会員（会費会員と活動会員）を中核に、身近な生活課題の改善・解決への自主的な取り組みに共感する仲間を増やしていきます。社協会員の拡充を図り、社協会員が地域の身近な課題解決に向けて取り組むプロセスを支援していきます。



② 自主財源の確保と使途の明確化

多様化する新たな暮らしの課題等に対し、自主事業の拡充のためには社協会員や寄附者、募金協力者等の支援者を増やしていくことが重要です。そのためには、民生委員・児童委員、町会・自治会等の多くの方々のご協力をいただきながら、会費の使い途の可視化やその必要性を丁寧に区民の方々に伝え、財源的基盤の強化を図ります。

新宿区社会福祉協議会は、一人ひとりの暮らしの課題について、相談支援・解決に向けた様々な事業を行っています。

○暮らしのサポート事業



日常生活で困りごとがあり、援助を必要としている人に、地域のボランティア（個人・グループ）を紹介します。

援助を必要としている人と活動者の双方の状況や意向に添うよう、活動の調整、活動の支援までをコーディネートします。

○ふれあい訪問・地域見守り協力員事業（区委託事業）



ふれあい訪問は、地域社会との関係づくりが難しい高齢者の方などに定期的に職員が訪問し相談に応じます。

地域見守り協力員（ボランティア）は、月2回程度訪問し、情報紙「ぬくもりだより」を配布しながら、高齢者の生活を見守ります。

○視覚障害者・聴覚障害者交流コーナー（区委託事業）



視覚、聴覚に障害をお持ちの方の社会参加、障害のある方同士や支援者、障害について学ぼうとしている方々などの交流の場として、情報交換や相互理解を深めます。

○ファミリー・サポート事業（区委託事業）



区民による会員制の相互援助活動を行ないます。子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）の橋渡しをしています。（病児・病後児預りも実施しています。）

第3次経営計画 2014～2018 の問合せ先

社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会

法人経営課 電話 03-5273-2941

FAX 03-5273-3082

新宿区社会福祉協議会ホームページ

<http://www.shinjuku-shakyo.jp/>

新宿区社会福祉協議会

第3次経営計画 2014～2018

（平成26年度～平成30年度）

概要版



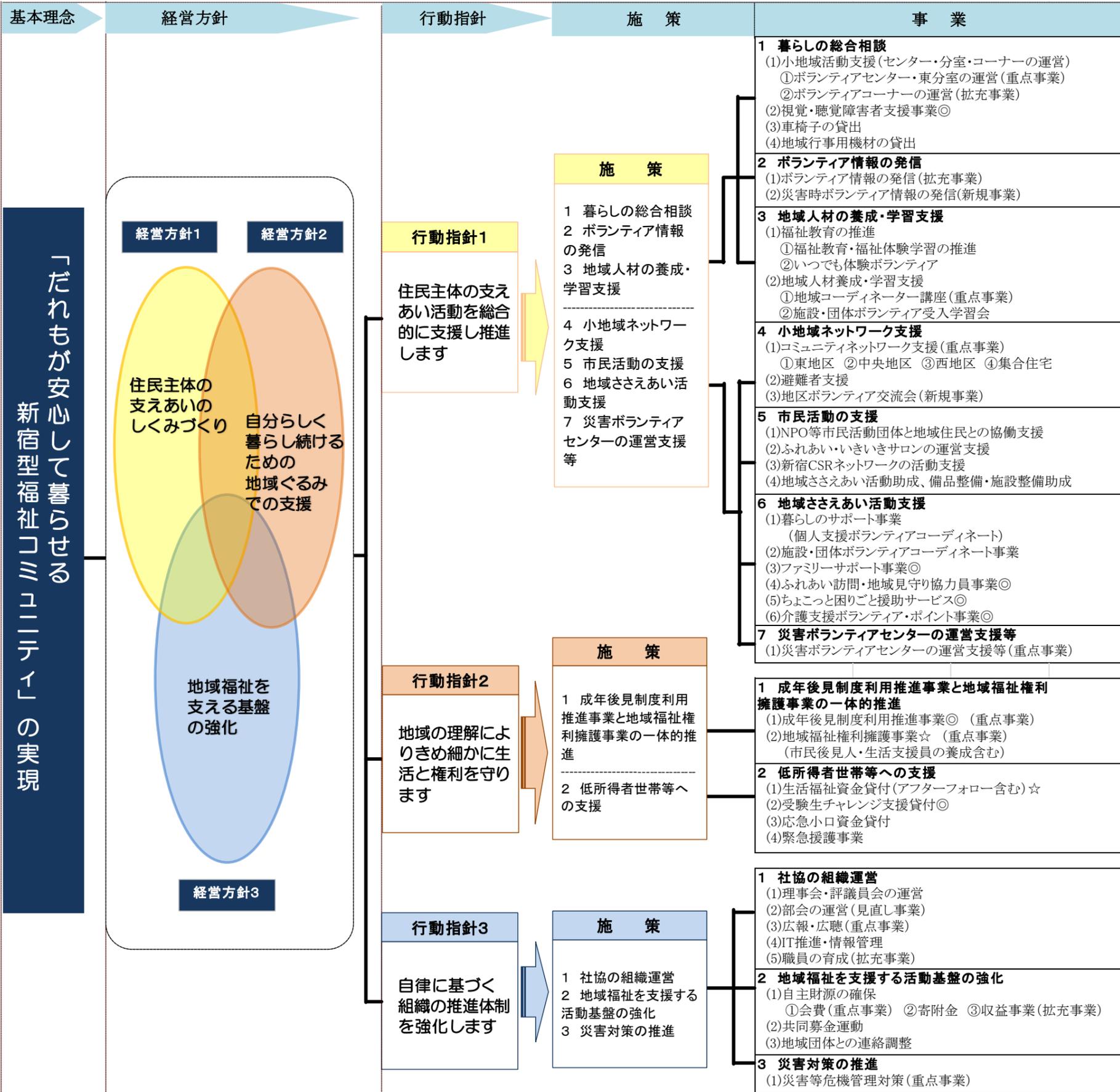
「つなぐ・育む社協」は、単に紹介、仲介するだけでなく、地域住民や多様な関係機関・団体等と連携して、課題解決へつなぐことを意味します。つないだ関係性を育み持続していけるよう支援します。

平成26年3月

基本理念とは

住民の気づきと発意から生まれる住民主体の多様な活動が、芽生え育まれる豊かな土壌をもつ地域コミュニティづくりを支援することで、「だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティ」の実現をめざします。この基本理念は、第1次経営計画（平成18年度～）から継承しています。

第3次経営計画体系



◎:新宿区委託事業 ☆:東京都社会福祉協議会委託事業

【経営方針1】住民主体の支えあいのしくみづくり

区民のボランティア・市民活動への参加と支えあいの関係づくりを支援し、住民の暮らしの課題や地域課題などへの、支えあい活動が生まれるしくみづくりを推進します。7施策28事業

【経営方針2】自分らしく暮らし続けるための地域ぐるみでの支援

病気や障害、仕事、住まい、経済的な悩みを抱えていたり、判断能力が不十分なため自らの権利を十分に守ることができなかつたり、自助や互助の力では解決できない暮らしの課題や不安の改善、解決の支援を行います。2施策6事業

【経営方針3】地域福祉を支える基盤の強化

基本理念の実現に向けて、事業や組織運営の小地域展開がしっかりとすすめられるよう、新宿社協の地域福祉支援基盤の強化を図っていきます。3施策11事業

【災害への備え】

災害時の危機管理体制の整備をすすめるとともに、区と協働して災害ボランティアセンターの運営支援等を行います。復興を視野に入れた新たな地域コミュニティづくりへの支援を行います。2施策2事業

ボランティアセンター、東分室等による総合的な運営体制

新宿区内を、東、中央、西の3地区の担当制とし、ボランティアセンター、東分室、6か所の特別出張所に開設している地区ボランティア・地域活動サポートコーナーを拠点として、暮らしの総合相談、地域ささえあい活動支援、小地域ネットワークづくりをすすめます。

事務所	東分室	高田馬場事務所(新宿ボランティア・市民活動センター)	
地区担当グループ	東地区担当	中央地区担当	西地区担当
ボランティア・地域活動サポートコーナー	四谷・牛込	若松町・大久保	落合・淀橋
所管地域	四谷・笹塚町・榎町	若松町・大久保・戸塚	落合第一・落合第二 柏木・角筈

